

第43回秋田市地域公共交通協議会

議事要旨

日 時：令和7年5月28日（水）14時から16時まで

会 場：秋田市八橋運動公園球技場 1階会議研修室

委員定数：23名

出席委員：21名（うち代理出席7名）

会議内容：以下のとおり

1 開 会 （略）

2 委員紹介 （略）

3 議 事

司会

議事に入る前に、あさひ自動車（株）が本年5月7日をもって事業停止したことによる本市への影響について、秋田市交通政策課より説明する。

交通政策課

（資料に沿って説明）

【協議1】会長の選任について

委員の互選により会長を選任
会長が職務代理者および監査員を任命

【協議2】令和6年度秋田市地域公共交通協議会決算（案）について

事務局

（資料に沿って説明）

会長

質問等がないようなので、協議2を承認してよろしいか。

委員一同 異議なし。

会長 それでは、協議 2 を承認することとする。

【協議 3】 令和 7 年度秋田市地域公共交通協議会予算（案）について

事務局 （資料に沿って説明）

会長 質問等がないようなので、協議 3 を承認してよろしいか。

委員一同 異議なし。

会長 それでは、協議 3 を承認することとする。

【協議 4】 秋田市地域公共交通協議会規約等の一部改正について

事務局 （資料に沿って説明）

会長 質問等がないようなので、協議 4 を承認してよろしいか。

委員一同 異議なし。

会長 それでは、協議 4 を承認することとする。

【協議 5】 公共ライドシェア（自家用車有償旅客運送事業）について

事務局 事務局説明後、一般社団法人（以下「申請者」という。）より詳細な説明をしたいので、秋田市地域公共交通協議会規約第 3 条第 3 項の規定に基づき、申請者による説明の許可をお願いする。

| | |
|-----|--|
| 会長 | 申請者による説明を許可する。 |
| 事務局 | (資料に沿って説明) |
| 申請者 | (資料に沿って説明) |
| 委員 | <p>資料にて、旅客の範囲にドライバーが含まれているが、旅客はあくまで利用者であり、ドライバーは旅客に当たらないと認識している。</p> <p>また、金額はアプリを使って計算となっているが、公共ライドシェアの場合は、その都度計算という形ではなく、金額をあらかじめ設定する必要があると認識している。</p> <p>それと、運行区域について、基本は学生や教職員が住んでいる場所周辺が運行区域であって、イオンモールや四ツ小屋駅がある場所は、ピンポイントに乗降場所として設定した方がいいのではないかと。最後に、今回の登録申請の主体はどこになるのか。</p> <p>秋田市と申請者どちらが主体となって、運転士の管理等を行っていくのか教えてほしい。</p> |
| 申請者 | <p>旅客の範囲については、そのような認識で間違いない。</p> <p>金額については、申請時に料金計算の上、金額設定を行う。</p> <p>運行区域については、指摘された内容が分からなかったため、補足説明をお願いしたい。</p> |
| 委員 | イオンモールや四ツ小屋駅周辺を運行区域に設定してしまうと、その区域内での移動も可能となるため、運行区域から除外した方が、他の交通事業者の理解も得やすいのではないかと。 |
| 申請者 | その認識のとおりだと思うので、再検討する。 |

| | |
|-----|---|
| 会長 | 運賃について、基本は資料どおりに対価を支払うという形で、申請を進めていくという認識でよろしいか。 |
| 申請者 | 申請時に、具体的に金額設定を行う。 |
| 委員 | 支払い方法はどのように考えているのか。 |
| 申請者 | 現在はクレジットカード決済で進めているが、いずれはキャッシュレス決済もできるようにしていく。 |
| 委員 | <p>説明を聞いていると、運行の主体はドライバーで、申請者はアプリのマッチング事業者という関係性に見えてしまう。</p> <p>ドライバーを申請者の従業員として扱い、運送に対する報酬を給料という形で支払うのが、本来あるべき姿である。</p> <p>申請および運行管理の主体が、秋田市と申請者どちらか気になったのはそのためである。</p> <p>申請者が主体となってやるならば、以前やっていた無償運送の方法では、公共交通事業者として活動するにあたり合わない部分があり、その部分を見直す必要がある。</p> |
| 事務局 | <p>申請者との協議の中で、申請および運行管理については、申請者主体としてやっていくという説明を聞いている。</p> <p>その中で、マッチングについてはアプリを使いながらやっていくという形で進めている。</p> <p>運賃の支払いについては、ドライバーを従業員として報酬を支払うという形にしていきたい。</p> |
| 委員 | 大学の学生を対象と言っていたが、全校の人数と、何人程の利用を想定しているのか教えて欲しい。 |

| | |
|-----|---|
| 申請者 | 全校は約1000人で、2～3割が自動車を所有しているため、200～300人ほどが利用する見込みである。 |
| 会長 | 申請概要にて、秋田駅西口・東口ロータリーは使わないとなっているが、ロータリー以外なら駅周辺も使えるのか。 また、利用の時間帯に制限はなく24時間使えるのか。 |
| 申請者 | 駅周辺でも運用でき、24時間使えることになっている。 |
| 委員 | 片足主義だとすれば、運行区域と乗降拠点との金額を全て設定しなければならないため、運行区域やルートを改めて検討してはどうか。 |
| 事務局 | 金額は、距離制で運用できると認識していた。 運行区域の設定方法も含めて、運輸支局も交えて相談していく。 |
| 委員 | アプリを登録して、ドライバーと利用者の行き先がマッチングしたら、利用できるという認識でよろしいか。 |
| 申請者 | その認識のとおりである。 |
| 委員 | 秋田駅のロータリーは使えないが、ロータリーの手前なら降ろせるということか。 |
| 申請者 | そのとおりである。 |
| 委員 | ドライバーの目的地が秋田駅のロータリーだった場合、ロータリーよりも手前で利用者を降ろさなければならないなら、目的地が異なるのではないか。 |

申請者 秋田駅西口・東口ロータリーについては乗り入れせずに、駅周辺に専用の乗降場所を確保する予定である。

委員 例えば、ドライバーの目的地がアルヴェで、利用者の目的地が東口となった場合に、ロータリー周辺の専用乗降場所しか使えないとなると、利用者の目的地のほうが優先されてしまい、ドライバーの目的地と異なるのではないか。

申請者 その場合は、アルヴェまで乗合をしてもらうことになる。

会長 運行区域外である秋田駅周辺で乗降場所を指定したら、それは運行区域を指定することと同義にならないか。
それは法律上大丈夫なのか。

委員 運輸支局で後ほど確認する。

会長 協議5について、不確定な部分が多く、承認できない状況であるため、継続審議としてよろしいか。

委員一同 異議なし。

会長 それでは、協議5については、内容を整理し、改めて審議することとする。

【協議6】 秋田市マイタウン・バス南部線雄和Bコースにおける移動円滑化基準適用除外車両の導入について

事務局 (資料に沿って説明)

会長 質問等がないようなので、協議6を承認してよろしいか。

委員一同 異議なし。

会長 それでは、協議6を承認することとする。

【協議7】 秋田市エリア交通の運行について

事務局 (資料に沿って説明)

会長 質問等がないようなので、協議7を承認してよろしいか。

委員一同 異議なし。

会長 それでは、協議7を承認することとする。

【報告1】 第4次秋田市公共交通政策ビジョン等策定業務について

事務局 (資料に沿って説明)

会長 資料に利便増進計画とあるが、具体的には、バス路線の再編などを想定しているのか。

事務局 そのとおりである。

委員 公共交通政策ビジョンは、あくまでマスタープランであり、事業の実施を決定したものではないため、公表時の表現には留意してほしい。

委員 県内での利便増進計画はこれまで事例がなく、秋田市と大館市が、今年度策定業務を始めるので、素晴らしいものになるように頑張っ

てほしい。

【報告 2】 令和 6 年度公共交通に関する先進事例調査について

事務局

(資料に沿って説明)

【報告 3】 秋田市マイタウン・バス北部線について

事務局

(資料に沿って説明)

委員

今後の予定についての部分で、運行形態は変更なしとなっていたが、事業者が変わった場合は、運賃などについて協議が必要となるので注意していただきたい。

【報告 4】 秋田市マイタウン・バス南部線における運行内容の変更について

事務局

(資料に沿って説明)

【報告 5】 秋田駅西口バス出発案内デジタルサイネージの設置事業について

事務局

(資料に沿って説明)

会長

リムジンバスの時刻をデジタルサイネージに表示することはできないのか。

委員

リムジンバスは、日程や時刻が短い期間で細かく変わるため、対応は難しい。

4 その他 (略)

5 閉会 (略)